別紙様式第20号(第11条第6項関係)

神大情報開示第　　号

令和　　年　　月　　日

(訂正請求者)　様

国立大学法人神戸大学長

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)

令和　　年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により，訂正をしない旨の決定をしましたので，下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書の名称等 | 　 |
| 訂正をしないこととした理由 | 　 |

この決定に不服があるときは，行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国立大学法人神戸大学長に対して審査請求をすることができます(なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により，この決定があったことを知った日から6か月以内に，国立大学法人神戸大学を被告として，神戸地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお，決定があったことを知った日から6か月以内であっても，決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

＜連絡先＞

国立大学法人神戸大学総務部総務課

(〒657―8501神戸市灘区六甲台町1―1)

担当者

TEL

FAX

E―MAIL